

千葉県職員ストレスチェック業務に係る委託事業者選定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 千葉県職員ストレスチェック業務に係る委託事業者の選定を行うにあたり、その提案について審議を行う選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は下記の事項について審議を行う。

- (1) 提案の評価・審査
- (2) 最優秀提案の選定

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(選定方法)

第4条 委員会は、別に定める選考評価基準に基づき、事業者からの提案書類の評価を行い、最適な事業者を決定する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明または意見を聞き、資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総務局総務部人材育成課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

| | |
|-----|------------------|
| 委員長 | 総務局総務部長 |
| 委員 | 健康管理医 |
| 委員 | 総務局総務部人事課長 |
| 委員 | 総務局総務部人材育成課長 |
| 委員 | 消防局総務部人事課長 |
| 委員 | 教育委員会教育総務部教育職員課長 |
| 委員 | 教育委員会教育総務部教育給与課長 |